

令和8年 富士見町 規則

第 5 号

富士見町下水道指定工事店に関する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺葉

## 富士見町規則第5号

### 富士見町下水道指定工事店に関する規則の一部を改正する規則

富士見町下水道指定工事店に関する規則(平成10年富士見町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。